

6. 「介護サービス情報の公表」制度について

「介護サービス情報の公表」制度について

平成18年8月

厚生労働省老健局振興課作成資料

介護保険制度改革の主な内容

〔 具体的内容 〕

予防重視型システムへの転換

新予防給付の創設、地域支援事業の創設

施設給付の見直し

居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実(有料老人ホームの見直し等)、医療と介護の連携の強化、地域介護・福祉空間整備等交付金の創設

サービスの質の確保・向上

情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し

負担の在り方・制度運営の見直し

第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、サービスの適正化・効率化

被保険者・受給者の範囲

社会保障制度の一体的見直しと併せて検討、その結果に基づいて、2009年度を目途として所要の措置を講ずる
検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設ける

※施行:2006年4月(ただし施設入所費用の見直しについては2005年10月施行)

1 「介護サービス情報の公表」制度 創設の趣旨目的・特徴

「介護サービス情報の公表」制度 創設の背景

《介護保険制度》

- ・介護保険サービスは利用者が選択・決定
- ・利用者はより良いサービス(事業者)を適切に選択
- ・在宅サービス主体規制の原則撤廃
(社会連帯の市場:サービスの質の競争)

⇒ 介護サービス全体の質の向上

利用者の適切な選択に必要な客観的な情報の提供が必要

様々な場面において同様の指摘

「高齢社会対策の大綱について」(平成13年12月28日)閣議決定

「規制改革推進3ヵ年計画(再改定)」(平成15年3月28日)閣議決定

「高齢者介護研究会報告」(平成15年6月26日)

介護保険制度の基本理念を実現する環境整備の必要性

《現 状》

<p>○サービス供給量は概ね順調に増加</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢化の進展・居宅サービスの主体規制を原則撤廃し、多様な主体が着実に増加 <p>〔介護報酬請求事業所は14万か所以上〕</p>	<p>○利用者の選択に資する情報提供が必要</p> <ul style="list-style-type: none">・要介護高齢者自らが情報収集することの困難性・行政からの基本的な情報・事業者からの一方的な情報 <p>○事業者の努力が報われるような情報提供も必要</p>
---	---

高齢社会対策の大綱について

(平成13年12月28日閣議決定) 一抜粋一

第三 分野別の基本的施策

2 健康・福祉

(3) 介護サービスの充実

イ 介護サービスの質の向上

(略)

利用者が介護サービスを適切に選択し、良質なサービスを利用できるよう、情報通信等を活用した事業者の情報公開等を進める。

(略)

規制改革推進3か年計画（再改定）

（平成15年3月28日閣議決定） 一抜粋一

6 福祉等

1 介護分野

(5) 介護サービス事業者の情報公開及び第三者評価の推進 （略）

また、痴呆性高齢者グループホームについては、特に入所者の特性から事業者の評価が重要である点にかんがみ、平成14年度から他の介護サービス事業者に先んじて第三者評価制度が実施されたところであるが、特別養護老人ホームや有料老人ホームなど他の事業者についても、順次第三者評価の推進方策を講ずる。

【平成15年度中に検討（逐次実施）】

社会保障審議会介護保険部会

介護保険制度の見直しに関する意見

（平成16年7月30日）

第2 制度見直しの具体的内容

Ⅲ. サービスの質の確保・向上

3. 情報開示の徹底と事後規制ルール の確立

(1) 情報開示の徹底と開示情報の標準化

「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は、「利用者」と「事業者」との契約

【利用者】 より良い事業者を適切に選択することが必要

→ 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】 より良い事業者が適切に選択されることが必要

→ 事業者情報を公平・公正に提供する環境がない
(サービスの質の確保のための努力が報われない)

【介護サービス情報の公表制度】

○ 契約の一方の当事者である事業者が、利用者による選択に資する
情報を自ら公表

《介護サービス情報の公表制度の役割》

要介護高齢者等の尊厳の保持

介護保険制度の基本理念

「利用者本位」

「高齢者の自立支援」

「利用者による選択(自己決定)」

現実のサービス利用場面において保障

支援

介護サービス情報の公表

「介護サービス情報の公表」制度のポイント

(目的)

利用者の介護サービス事業所の選択(比較検討)を支援
(事業所の評価、格付け、画一化を目的としない)

(実施方法)

- 基本的に全ての事業所が対象
- 事業所が現に行っている事柄(事実)を定期的に公表
- 事実確認が必要な情報は第三者(調査員)が調査
- 共通の情報を全て公平に公表

(選択情報としての有効性)

- ※ 基本的に全ての事業所の比較検討が可能
- ※ 利用者自らのニーズに応じた選択が可能

特 徴

(公表情報の責任主体)

- 事業者は、予め標準化された情報(介護保険制度の基本理念を踏まえて作成)を自ら公表

(評価主体)

- 利用者は、当該公表情報を活用して、事業所を自ら評価・選択

(適切なサービスの質の向上)

- 制度の主役である「利用者」と「事業者」とが、利用者本位のもとで、制度の基本理念の実現を、共通の目標とすることが可能となる

→ 制度を支え、育てるサブシステム

効 果 ①

【被保険者、利用者等】

- 評価すべき視点の認識
- サービス・事業所の比較検討・選択
- 自ら利用するサービス実績と公表情報の比較
- 総じて、利用者による評価・自己決定を育成

効 果 ②

【介護サービス事業所・施設】

- 公表情報に基づくサービスの質の確保に必要な取組の認識
- 利用者が求めるサービスの把握
- 自らのサービスの質の確保の取組の公表
(良い取組が選ばれる&説明責任)
- 総じて、介護サービス全体の質の向上

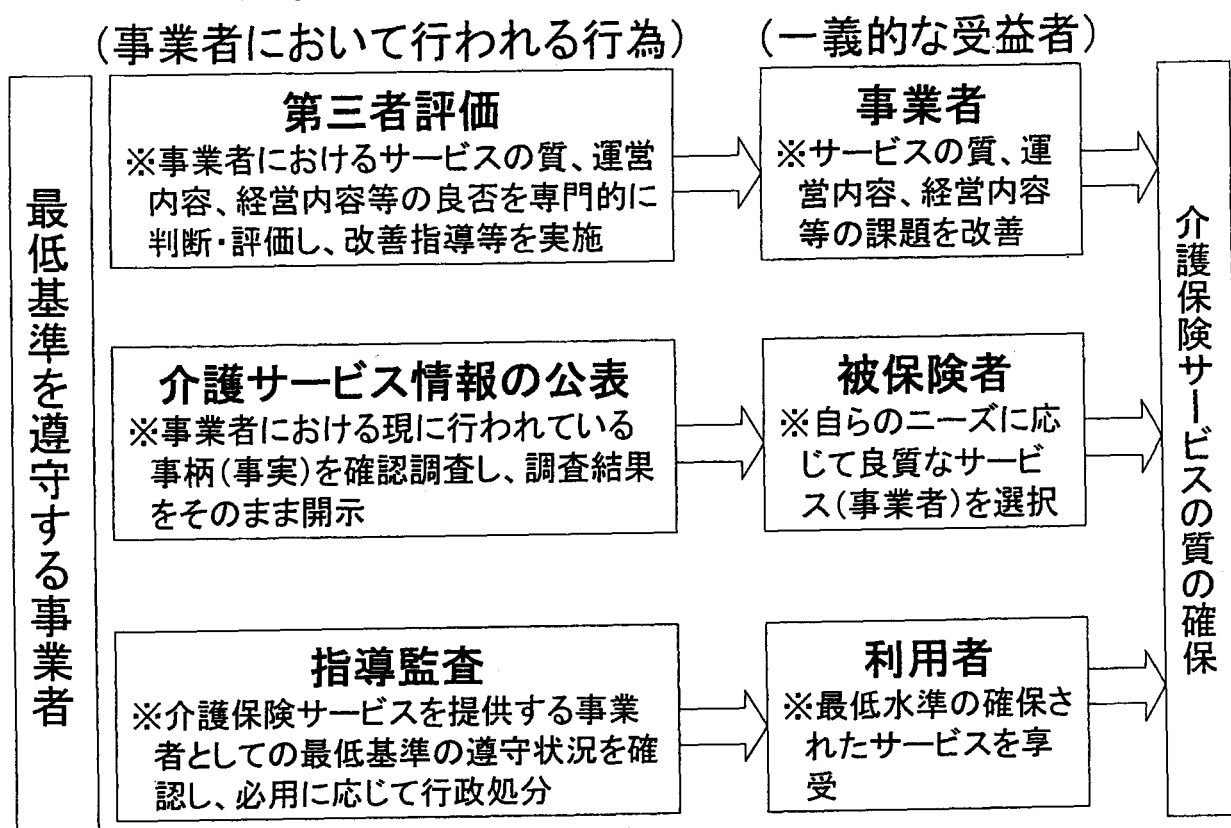
Q. なぜ、評価結果ではなく、事実確認結果を公表することとしたのか？

- 利用者自身の評価の視点を育てる
- 良し悪しの判断・評価は、
 - ・ 「事業者」と「評価者」、
 - ・ 「評価者A」と「評価者B」、
 - ・ 「評価者」と「利用者」等のそれぞれの価値観、主観で異なる

Q. なぜ、公表情報(調査結果)の内容の責任は、事業者にあるのか？

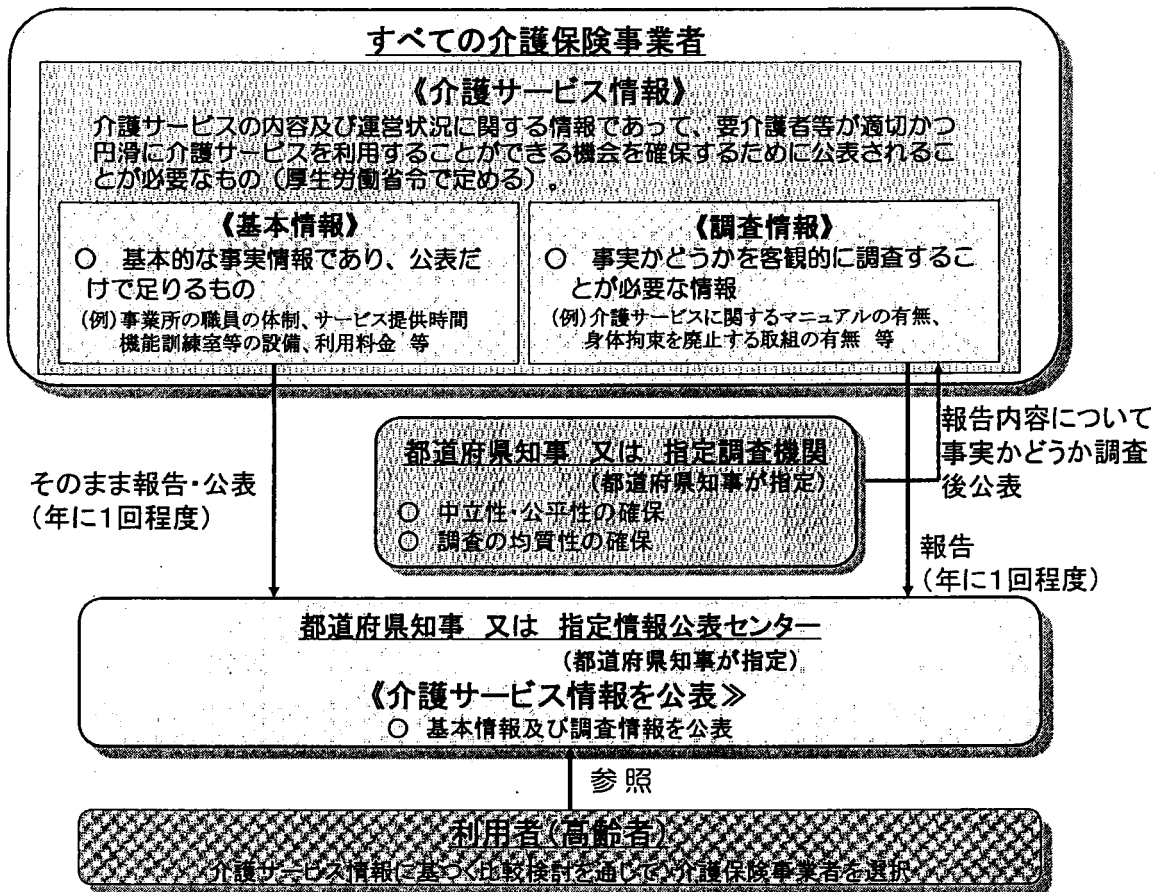
- 利用者が、事業者を選択して求めるものは、選択した情報に見合うサービス実績である。
- 公表情報と、24時間365日のサービス実績の保証は、事業者しかなし得ない。

介護保険サービスの質の確保



2 「介護サービス情報の公表」 制度の具体的内容

介護サービス情報の公表（情報開示の標準化）



（改正）介護保険法
 （平成18年4月1日 施行）
介護サービス情報の公表
 （第115条の29～第115条の37）

（概要①）基本的な手続

- 介護サービス事業者
 - 都道府県知事に介護サービス情報を報告
 （サービス提供開始時 又は 省令で定めるとき）
- 都道府県知事
 - 介護サービス情報のうち省令で定めるものを調査
 - 調査後、公表
 （調査しない項目（基本情報）及び 調査の結果（調査情報））

(概要②) 是正命令等

- 都道府県知事による是正命令、指定取消等
→ 事業者が、「報告しない」「虚偽の報告をした」
「調査を受けない」「調査を妨げた」とき
- 都道府県知事からの市町村長への通知
→ 指定地域密着型サービス事業者等市町村指定事業者の場合

(概要③) 指定機関等

- 指定調査機関(都道府県知事が指定)
→ 「調査事務」を行う。
- 指定情報公表センター(都道府県知事が指定)
→ 「介護サービス情報の報告の受理」
「公表」
「指定調査機関の指定の審査」を行う。

(概要④) 調査員の要件

- 調査事務に関する専門的知識及び技術を有する者

(概要⑤) 秘密保持義務

- 情報公表センター、調査機関の役・職員、調査員
→ 知り得た秘密を漏らしてはならない。
(違反した場合、地方公務員とみなし罰則適用)

(概要⑥) 手数料(都道府県条例)

- 事業者から、調査事務・公表事務手数料を徴収できる。

平成18年4月施行サービス

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、
- ④通所介護、⑤特定施設入居者生活介護、
- ⑥福祉用具貸与、⑦居宅介護支援、
- ⑧介護老人福祉施設、
- ⑨介護老人保健施設

以降、準備のできたサービスから、順次施行

情報の公表の対象となる事業所

- 利用者の選択に資する仕組み
→ 現に介護サービスを安定的に提供する事業所の
情報を公表
- 事務負担、手数料負担等への配慮

《対象事業所の要件》

計画の基準日前1年間の介護報酬支払実績

100万円を超える事業所

「介護サービス情報」(公表情報)について

○ 「基本情報」と「調査情報」で構成し、次のとおり規定

	公表項目	
		具体的内容
基本情報	介護保険法 施行規則(省令) 別表第1	老健局振興課長 通知(H18.3.31) 別添1
調査情報	介護保険法 施行規則(省令) 別表第2	老健局振興課長 通知(H18.3.31) 別添2

公表の方法

全ての(多くの)事業所の情報を、公平に、いつでもどこで
誰でも閲覧可能とし、利用者の比較検討・選択を支援

※ 事業者
情報を公表

・重要事項説明書添付
・事業所内掲示

都道府県又は指定情報公表センター
インターネット・ホームページ
※複数の事業所を比較検討

※ 利用者
情報を閲覧

補助的伝達手段
・家族
・ケアマネジャー
など